

貞丈雜記

書札之部

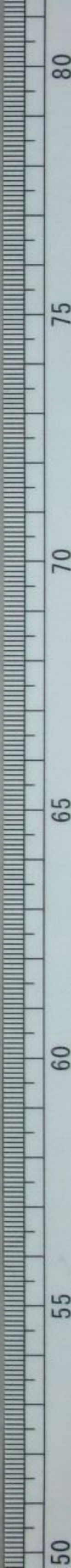
九

九

73

233

9





書札部

書札の禮今世より古法ハ
伊勢平藏貞丈記
用いし書札ハ其の
めきり三並一

一 書札は三夫人相應と云事三夫人ハ三眞也モシゴシ文言と眞モシゴシ

文字と眞モシゴシ文字と眞モシゴシ宛所と眞モシゴシ

此三色の揃ふと三眞相應と云掛ふは

相應と云事ハ行州も此心と用てお意モシゴシ

書狀明月記云天福元年七月一日早且齋宛等名字書載檀紙有表紙副書狀以馳三奉二品云

〇表札各云杉系一
三上巻横二
枚立文と云卷ハ
其狀と云解モシゴシ又右へ折るモシゴシの

方へ折る也禮紙ハ謹上書の時ハ等輩ハ状と別の紙と用進上

堅文ノ上下ヲ紙ヨリニテ結ヲ取替捨ト云ナリ

「秘英記」見

古法也今時人々申あぐ編せとせぬ也ふぐ云人あ
あやまう也服付ハ人とうやまふ禮也愁の時ハ人とあふ
まじきと云法ハ昔よりまじき事也

一

書狀よりい... 友紙の... 進上書... 紙... 書の時別紙... 書也... 文の... 腰文... 書札雜...

五紙三紙の礼
紙末記ス
礼紙末付ハ端作追言上又追破とて...
云ク... 禮紙と書... 紙の上と白紙...
紙... 書... 文... 腰文... 書札雜...
ニツツ... 書... 礼紙... 書札雜...

一

腰文ハ一枚
書文章
ラニ三枚
カク
腰文と云ハ今切封ト云物也狀の上包の端を細くならせ上の
方ハたうあしとてやめあき... 書札雜...

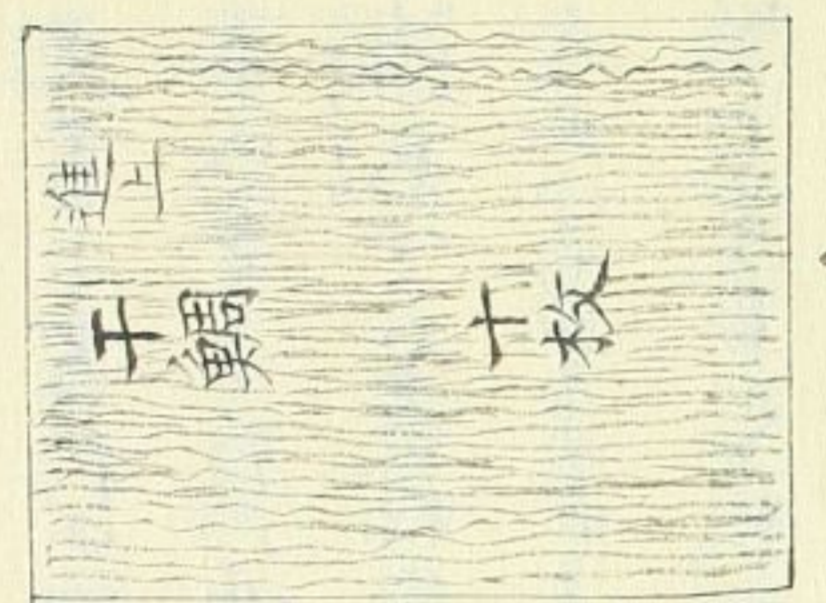
玉章秘抄云
文封ニ様紙ヲ細
切ラ四五分計總紙
分ニ右ニ返卷
總紙の端相節
上井ニ折上ラ自下
ニ返サシトヲ封
紙下際ヨリ可切也
切總封事
候ナリ
御紙ハ表卷ノ
事ニ表ノ候ト
キツトセヌ時ノ
夏ナリ
このら... 尾籠也... 書ハ... 又云...
ニツツ... 書... 腰文... 書札雜...

云謂也あふ穴カニのカニいぢりす〜こと、畏カニのカニいぢりす
云も也あふ〜ことあむり〜こと云也人とおとすや
まし後也忌怪淨と書も同意也忌怪淨もおとれ〜
は志して〜ことあむり〜こと云也上古
家とゆもいぢりす穴と云もいぢりすの由はいぢりすは
〜こと出でて人と〜こと書状は〜ことやと書
穴と〜こといぢりす〜こと云もいぢりす〜こと書
云〜こと説用〜こと云也穴賢と書は〜こと書
説也穴賢と書は本字にあらず〜こと書も古より用ひ
を改りて用也是の〜こと限らずお窓はお終也案内ハ

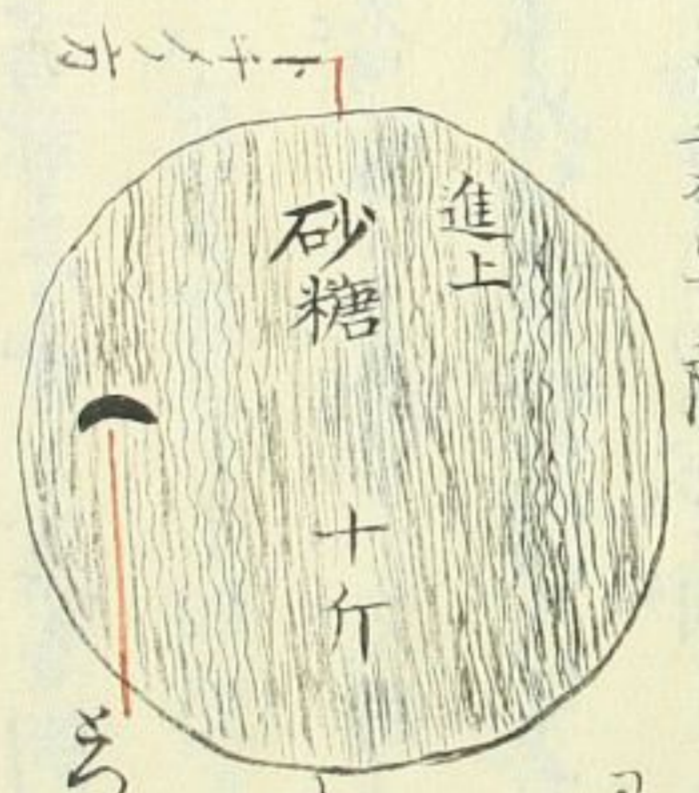
按内也ニホはニホはニホは昔より窓の字案の字祝の字を
用ひ事〜こと書改りて通用せぬ左古の用いあやの
ま用〜こと也

一物と入〜ことおは上書〜こといぢりす板の本目と堅カシにて
書〜こと横〜こと書いぢりす事也獄門ゴクモンのれは横板〜こと
其罪科ガキと書〜こと文字書〜ことお披露カクも時主人の〜こと
おし極カクと書〜ことおは堅板カシと書〜ことおは
横と書〜こと字改りて主人の左の方よりして堅也今時ハ干鯛
おしと書〜こと何れも横板〜こと上書〜ことおは
〜こと堅横と書〜ことおは貞衡乃口傳り

一 上げぬ入る物いづらめと字はよーうの板は我丸
 みして豎板は文字と書ぶーとづらめと字はよーうの
 方ーとづらめと向けぬはまれば也取よと左よするもかたよ
 持て右の字へまづくしきぬ也是も負衡の口傳也今の
 世はトナメいづらめとづらめの方へして横板を書る古法はあらず



長さの板
 めげ
 十斤
 字の前の
 なるもの



トナメナキ方の陽に
 トナメアル方の陰アリ
 上げぬめげ
 十斤
 砂糖
 進上
 とらて



短き板物
 如此
 御前
 臺の足は如常
 西前の左右あり

如げぬも豎板を書ーとづらめと
 上げぬ足と取よと取よと取よと取よと
 取よと取よと取よと取よと取よと取よと
 物よ合て臺と取よと取よと

箱物にげぬの上書に一箱と書又一曲と書く今世上の
ふやふのあやまり也一箱とくずると一箱はたれも事也
一曲も同意は何れも歳ツとて入る物の数と書可事なり
一 殿文字換文字のり言語の部記見合一
一文書と書札の日記あるは書状とせず折言詞は外用
事の書き物事也

一 消息と書札のり也人の安否^{アヒ}と按一又用するは
ふいふずと心の内やとぬと書状とばはる人の安否
とゆりまゝ用するもまゝ心中の物思と消し息心なり
歎書^{ウツク}をいふ也

一 書き物は一冊と一ツ書とを條多く書く付の事也二條乃
時ハ一ツ書ハせぬ物也目錄を同
一 以上と書物をも條多く書くは奥に以上と書也一々條の
時ハ以上と書ぬ物也目錄をも同事也
一 貴人にも状又ハ目錄をハ真の書一と日記はつてり
真ハ文字とやりが正字の書く事也御太刀
一 綴り物もずと御太刀一腰ぶりの物も書く事也御太
刀一腰は物も書くも非と然と今世は御太刀
一 腰此物も書くも世上一統あるは世の風俗は背き
然も状をハ今も一筆啓上仕候は物も書く事なり

柳 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上
 一 今世ハ榜の上

花押
 草名
 二合
 二別
 右五品事末委シク
 記ス撰リサセ

花押判ト云事
 東鑑卷一治承四
 年六月廿二日康清
 歸洛武衛遣委
 細御書彼感仰
 康信之功大和判
 官代邦道右筆
 被加御筆云御
 判云

婚禮のソハ入の祓は柳標をばりす小目録は屋内表多留
 と書る今世は法式のこと成る古ハ曾てあき事し
 目録ハ柳河筋と云るを書て標の字と書しし也ハ入の
 判と曰はるは今の書判也今ハ市の事も判と云は
 書判ハ判と云相あり書判ハ本名ハ花押と押字を
 云也ハ式ハ實名の二字と一ツりしてさまやけりて形を依
 りて依り判の字と二合とも草名とも云也二合と云ハ実
 名の二字と一ツに合て依る左也草名と云ハ実名とさる
 やりて依る也さるハ判の上ハ実名を書さる事

ハ式ハ實名の下の字一字なりとやりて判ハさるもけり
 判ハ判の上ハ名の上の字一字書也又実名の二字ハ
 以て依りず別ハ形を依りて判ハ判の上ハ実名と二字ハ
 書也ハ式ハ實名の二字と判ハ依りて判の上ハ実名とハけり
 世の風俗されハ是非なく世は依りて判と云物の如きハ
 我依りて我もさるハ書き書きて字路も形も
 書色も他人の如き似せらる事かざる所也
 本よりて書と依りておす人あり判乃ハ意と云
 道照五字云公家門詔ハ判判と草名と依りて親王法

抄と書くも先精を次、魚を次、次を次と定むる也

一 目録は楷書書も先楷次と書る古法あり大雑書札
秘傳抄云昔ハ先中書も楷と書く也近代ハ前より先と書て
秘傳抄と書也 近代ハ東山友の
近代の近代なり

一 目録と云る目ハ谷と同意なり字ハ谷と云ふと書て已
増鏡云ウナク雪篇寛元年六月十日ありこれハ 中書
くろくと云ふ目録と云ハ 中書 物ノ各目と書キ録ス書

同十六日七夜のウナク雪 中書 物ノ各目と書キ録ス書
元人侍從宗基 中書 物ノ各目と書キ録ス書

とハ一ツ書として楷書魚を次と書くことハ抄紙ハ先
可也と書くこと云何れも紙ハ二枚書也目録と抄紙ハ楷

二ツハ抄紙ハ堅紙ハ書之或雜書札篇ハ抄紙目録注文

少ハ別有と書札大方云抄紙と注文と目録とハ一ツ書

書有る抄紙ハハ先足万足認とハ注文とハ一ツ書

抄紙ハ一何と云と認と注文とハ目録とハハ先刀一紙

抄紙ハ一何と云と認と注文とハ目録とハハ先刀一紙

一 目録注文抄紙ハハ料紙一書ハハ古法也細川友の

家ハ一何と云と認と注文とハ目録とハハ先刀一紙

一 抄紙ハ一何と云と認と注文とハ目録とハハ先刀一紙

一 古ハ抄紙のまん中に先足万足認と云ハハ先刀一紙

今ハ先足万足認ハ書代何足楷代何足と書て何足

古法（カキマシ）も（カキマシ）も此上守終なるも也又下守（カキマシ）も時ハ我苗
氏と片苗氏と書ク所アリ今ハ世一統法武の
如く（カキマシ）も此法（カキマシ）も世一統法武の
古法ハ此非と云ふハ覺（カキマシ）也

一 書状の宛所（アテトコロ）ハ貴人の名と書クハ文字を小ク書ク所
書クヤ（カキマシ）とす是古法也武雜書札篇云宛所
書ク（カキマシ）ハ文字（カキマシ）ハ賞紙也（カキマシ）又云苗氏（カキマシ）
官斗書クハ中と書クハ一紙の賞紙也（カキマシ）加括のりて
本と書クハ小字と書クハ古法の終（カキマシ）今ハ貴人の
名ハ大ク我名と小ク書クハヤ（カキマシ）義（カキマシ）也

一 今世一統法のこと成れハ終（カキマシ）ハ是
非も古法貴人の名を小ク中と大ク書ク貴
人の印内の人々の印も小ク書ク也書ク
書クも貴人の印名ハ書クハ終（カキマシ）
も此也又終（カキマシ）ハ書ハ終（カキマシ）
一 書札の書小（カキマシ）路名（カキマシ）と云ふハ弘安（カキマシ）節（カキマシ）居
不（カキマシ）も回（カキマシ）事也宛所ハ貴人の名と書クハ小字官名
と書クハ此人の印も小の字と書クハ此人の
一 条殿ハ此の印も此の印も此の印も此の印も

一 條殿ハ此の印も此の印も此の印も此の印も
此の印も此の印も此の印も此の印も
此の印も此の印も此の印も此の印も
此の印も此の印も此の印も此の印も

官名を書くにも一版やまひくも後也勿論小路名書く
秘名はくくの中と大字は書也小路名はくくの中
肩は小字は書也

一 合点と云ふ人の方よりケ系書を以て合点と云ふは
我心を合せたと同心一なるケ系一合点と云けて書す
合点と云ふは一由状を以て合点と云ふは合点の類は
合点と云ふは合点と云ふは合点と云ふは合点と云ふは
合点と云ふは合点と云ふは合点と云ふは合点と云ふは

一 書きの物の端は覚と云ふは一合点事也初覚と云ふは

一 書状の進ら書くは古く事也書すは一合点事也

礼紙は書也書札の日記は具より

一 一二三乃至五と云ふは書すの事也書すは一合点事也

是ハ並書ふと記と書すに用ゑる也生々如ハ一二三と
書すハ文字の形まきれやまきれは書すの事也
用ゑるはねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねね
字と二の字は一の字と二の字と三の字と四の字と五の字と
出さずはねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねね

十八千の字は唐土と云ふは唐土と云ふは唐土と云ふは唐土と云ふは
四五六七八九十百千れ字と壹貳參肆伍陸漆捌玖拾
陌阡と書すはねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねねね

は、用らるる也とぞ常の書状目錄キロウシヨシヤク記シヨシヤク流シヨシヤク書籍シヨシヤクをたき
或冬拾シヨシヤクの字ハ用シヨシヤクまき也

一 古き状の文をよけい平の記とあるをいおとんとい
人びらるる平といふしいねといふし記といふ
しいねといふしいね也文節は依てぬといふし

一 佛事などの時香の代めを香奠テンも香奠テンも書け典の
字用にとす典の字といふがのりてぬと買
りかゝるれが香奠典と書けが香の代めとすかゝる也
奠の字ハ用らるる也といふし代めのか

一 進物の目錄をた酒のみと諸白モロと書く人びらるる也

書くも記も也酒と記もよ本とを極社にききけし記と
法白シヨシヤクといふの記もさうげとて記も白と記
或人びらるる記ハ法白シヨシヤクといふ酒記者シヨシヤクの詞と
左とていふかゝる記ハ目錄をた書くといふ也又常乃
初シヨシヤクもさうき事也目錄ハ日記シヨシヤクかゝる柳シヨシヤク一シヨシヤク二
初シヨシヤク又天野シヨシヤク一シヨシヤク初シヨシヤク一シヨシヤク書シヨシヤク

一 古き書札の葉文シヨシヤクは多々花野シヨシヤク記シヨシヤクをた文云
阿字シヨシヤク花名と云酒古の物シヨシヤクは多々花シヨシヤクの字ハ執シヨシヤクの字乃用
邊シヨシヤク之シヨシヤク花シヨシヤクもシフといふし同音の字シヨシヤクも用らるる也古ハ
み字の記シヨシヤクもあ用らるる也いふも有花名シヨシヤクハ扱シヨシヤク

カニコフウアテヲ
案内

物言を造るにふくむべきは心也。後者ハ概其のふくむ古書ハ
花押とておぼしむるに破れども物言と書きしと物言と書きし
毎物新しむるに非ざる也。非真と書きしと比真と書きし
案内と書きしと案内と書きしは皆文字の味もなす書き
ぬべき事也。也けり。いづれもいづれも

一 今当世もやむ書札の法ハ多我流也。太閤秀吉公の家臣
多我又忠流義也。久保又長周と云く。生涯と受けし事
世より承りたるなり。京都將軍時代の古法と大よまき
事多し。今世の中は法も多し。古法ハ古法
新法ハ新法と云く。世の中は省くもあられ世の風俗也

変じ。是も古法と天下の人はまじくもいふ。天子御まよ
あざむきてハけり。我もよき力にお及

一 關字の多關如も亦書札條々云々作出。關如字ハ
不知も同。亦書札條々云々關如字ハ亦書札條々云々
生廟也。廟如も亦書札條々云々關如字ハ亦書札條々云々
關如字ハ亦書札條々云々關如字ハ亦書札條々云々
書けり。けり。同と云く。書きし云

一 内書と申教書と公方様の内書也。内書と申教書の
かり。めのもの書札條々云々内書と申教書のかり。めもの
内書ハ内書と申合一。亦書札條々云々内書と申教書のかり。めもの

内内書
申教書ハ
伊勢守カ
判調をスル
故社志也

百順記云所教
書がきく云依一紙
と申す二枚との
こゝに書上巻と
をいふも唯初
て好むをいふ
やと宛不敷友
達名を返す

所教書ハ杉原一板書封せど表巻と云持打て書
不引又所内書八月日計也所教書ハ年号月日と云は
書也鹿苑院殿勝定院殿取所代日の下ハ所判所判
在也所長巻了所判斗也普廣院殿所付所判
又所判と云は所判所長巻了所判と云は也

所内書ノナキ茶文左の事し 永正五年の所内書

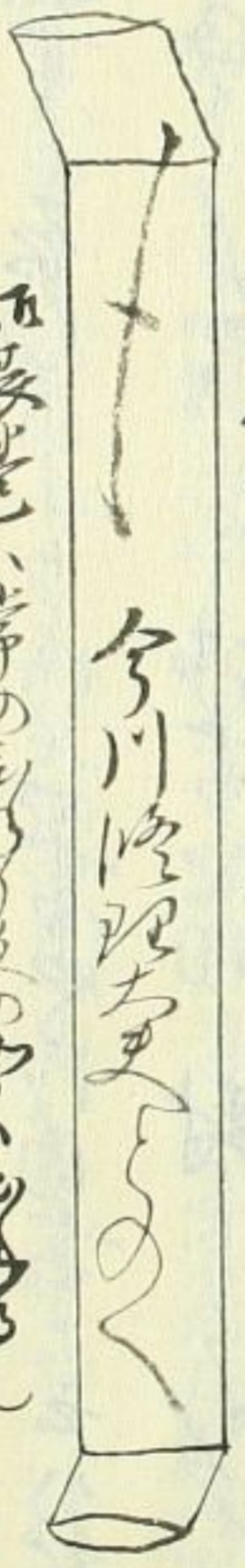
就遠江國古簿藏儀名目了足而身記
目録也

七月十二日 所判

今川修理長政

建治行能郷夜鶴
書札抄云將軍家
ヨリ被成ヲ御教
書ト云御教書トハ
年号アリ所書トハ
所内書ナリ

封め書と云く門也



所長巻ハ常の事ハ云の如く也

所教書のゆゑ茶文左の事し

於結城中務大輔館致合我親所被友人
或討死或被底系尤神妙深可属軍切
状如件

永享土年八月廿日 所判

岩城左系之再取

此二書状之向状之書状をよひて定之文を調ぬ武雜書札
篇より

奉書目の中
移り是より
未拾四枚の記

一 奉書ホウシヨと云ハ公方様のよきしうけ給うてまはりし書
也と云々奉書うけたまはりし書也

紙は包みかきゆふよき名敷書と書くも古くは
とてく紙は包じぬは端紙の包みかきし書也
紙は包じぬ紙のうけきくは紙目録は包みかき
と書やまゐりの目録やこれ包紙は包みかき書
ふ及るや業乃名番等の紙とて紙の肉は包み
かきし書也

一 太刀馬の目録が本の付生目録と云はるる由裏書して
表書と云文取早くと書く目録と云はるる普廣院
殿の代より始ると云説り又伊勢を教懐は以上は
かけて是と云説りし書も非也古くは事也目録と
披るる目録と云はるる也文取早くと云はるる別紙
書きし書也是ハ太刀馬の書に限る也書札禮節に云
紙のてんあひし書ははるる書也
てんあひし書ははるる書也
是也今迄の体也

涉紙料千足法印ノ如件

年号月日 実名判

何々

玉章秘傳抄云
 普通ノ立文上短
 下長捲也女房へ
 遣ニ立文ノ上長下
 短シ是故實也此事
 無左右人シラカルヲ
 知足院殿ヨリ美
 福門院進一
 一ル、御文上
 長下短ク捲目
 墨ヲ引カル、ト云

一 文ノ捲ニ長下短ノ一
 女房文ハ上長下短ノ一
 判形ノ一
 進物の目錄の料紙貴人より下等紙の料紙大なるは〜大なるは〜
 判形ノ一
 判形ノ一

一 事ノ中ニ書レテ後ニ書ルノ一
 一ハ在リト書ルノ一
 一ハ在リト書ルノ一
 一ハ在リト書ルノ一
 一ハ在リト書ルノ一

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

一 魚ノ名ニ書ルノ時、一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜
 一色ニ書レテ〜書レテ〜書レテ〜

家人^{ツボ}壺升安態源義知^{ヨシトモ}と云者公家の友実^{トモ}は格^{キョク}き
くく位^イ署^{シヨ}書^コの^ニ法^{ホウ}式^{シキ}の^ヲ書^カを^シゆ^クく^ル書^カを^シ位^イ署^{シヨ}書^コ後^ゴ
私考^{シカウ}と名^ナは^ハく^ル正^シき^ニ書^カ也^{ナリ}位^イ署^{シヨ}書^コと^シせ^ルじ^キ書^カと^スる
一^ニ公^{コウ}家^カの^ト友^{トモ}実^{トモ}と^シれ^ルも^モ武^ブ家^カと^シて^モ官^{カン}位^イり^ル公^{コウ}家^カの
友^{トモ}実^{トモ}の^ト通^{ツウ}り^ルは^ハ書^カく^ルべ^キ也^{ナリ}と^シて^モ公^{コウ}家^カの^ト法^{ホウ}式^{シキ}と^シて^モ
味^ミく^ル書^カも^モ也^{ナリ}

一 十^{ジュウ}字^ジ状^{ジョウ}の^ノ紫^シ文^{ブン}と^シて^モ示^シる^ル又^{マタ}ハ^ハが^ガ未^ミる^ルと^シて^モ示^シす^ルは^ハ物^{モノ}と^シて^モ
お^おゆ^ゆか^かる^ル也^{ナリ}作^{サク}の^ノ字^ジれ^レ也^{ナリ}

一 書^カ也^{ナリ}何^{ナニ}れ^ル作^{サク}と^シ書^カく^ルも^モ作^{サク}の^ノ字^ジハ^ハ少^シく^クや^ヤま^マも^モ也^{ナリ}物^{モノ}と^シて^モ
尸^シ後^ゴ文^{ブン}書^カを^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}

目^メの^ノ公^{コウ}家^カの^ノ人^ニの^ノ法^{ホウ}式^{シキ}と^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}
う^うや^やま^まも^モ也^{ナリ}

一 付^{ツケ}也^{ナリ}と^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}
付^{ツケ}て^モ尸^シ後^ゴ文^{ブン}書^カと^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}

一 付^{ツケ}書^カと^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}
付^{ツケ}は^ハ付^{ツケ}書^カと^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}

一 脇^{ワキ}付^{ツケ}と^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}
脇^{ワキ}付^{ツケ}は^ハ脇^{ワキ}付^{ツケ}と^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}

一 説^{セツ}文^{ブン}の^ノも^モと^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}
説^{セツ}文^{ブン}の^ノも^モと^シて^モ一^ニ作^{サク}と^シて^モ字^ジハ^ハ用^{ヨウ}づ^クる^ル事^{コト}也^{ナリ}た^タく^ク一^ニ書^カ也^{ナリ}

さき及下の字とあつていふやあつていふもの形とお
りふあ也東鑑卷六より手紙とらねいもの形とおすとも也
今も市あり時ハ紙より書と付ておすを凡判といふまかの
もの形とおけふも也 手印の字是ヨリ末
十枚ノ記ス

一 紙と糊とをいづる左まはまゝあつてまゝあつてはきいてま
起請文と書つた白紙は前書といふお午王の裏に誓言
初と書也白紙と午王といふ今もあつた午王の字とより
まゝあつて起請文といふ也

一 目録より代書より前後書條々云目録より代と書作
不及見ハ一足の下は毛体と書代といふ細々毎々後と書

豊記抄云折
紙馬代送ハ
一足ト汁書候
前如申ハ五
仁も後ハ馬
代ト申ハ馬

脚書候るも書つて代といふ物認は候但とも云方かとも
右ハ一足の下は毛体といふれとも代何物と書もの形
ゆり方一腰要脚何足と書もの形とも代何物といふ書也
貞丈云今ハ專ら代と用也西より一足の側より代白紙十
枚より世より書候殿中一献上も右の如くに候り今路に
然れも愚意といふといふ目録といふ一足といふわらて
毛体といふ毛体せうといふ代と用が有也お代浪
あつて包紙より代浪何物と書つて目録より代
後何物と本札と書つて代馬代多敷のものといふ物の部
記ス

誓言文状の起請文
同くもいふ誓言文
上古の誓言文状と
誓言文状の起請文
とらるる

起請文ノ下是ヨリ
未土枚ニアリ

一 着判と書くるは出陣のまは法方より申すはつまは軍
おのちと書くは軍令と書くは軍令のまは法方より申すは
各と書くは軍令と書くは軍令のまは法方より申すは
之をいへばきつゝふ也 軍陣限らず當番の
人の名をいへば

一 誓言文状の文言の内神名と書くに伊豆箱根両所
現と書くるは後堀河院貞永元壬辰年豫倉將軍
の時執権小糸武敏と書くは奉時をいへば
私せまぐと連判の起請文と書くは伊豆箱根の神名と
書くは伊豆箱根の神名と書くは伊豆箱根の神名と書く
事なるは伊豆箱根の神名と書くは伊豆箱根の神名と書く
「貞永式目」ニ
アリ

伊豆箱根と書くは伊豆箱根の神名と書く
及ぶは伊豆箱根の神名と書くは伊豆箱根の神名と書く
及ぶは伊豆箱根の神名と書くは伊豆箱根の神名と書く

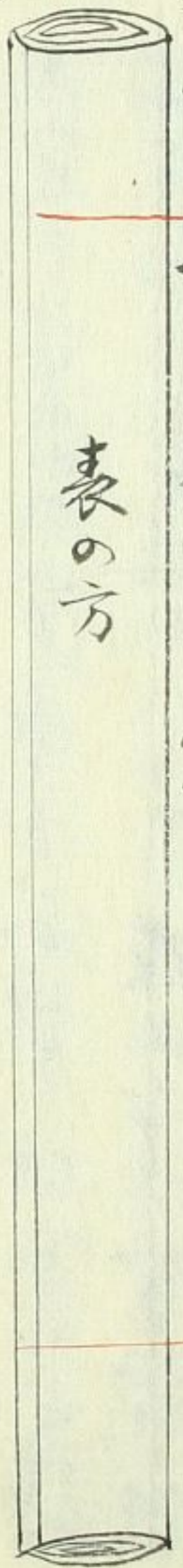
一 進上書は封書と書くは進上書は封書と書く
進上書は封書と書くは進上書は封書と書く
進上書は封書と書くは進上書は封書と書く

一 編年ハ伊豆箱根と書くは
編年ハ伊豆箱根と書くは
編年ハ伊豆箱根と書くは

一 文のひびくは伊豆箱根と書くは
文のひびくは伊豆箱根と書くは
文のひびくは伊豆箱根と書くは

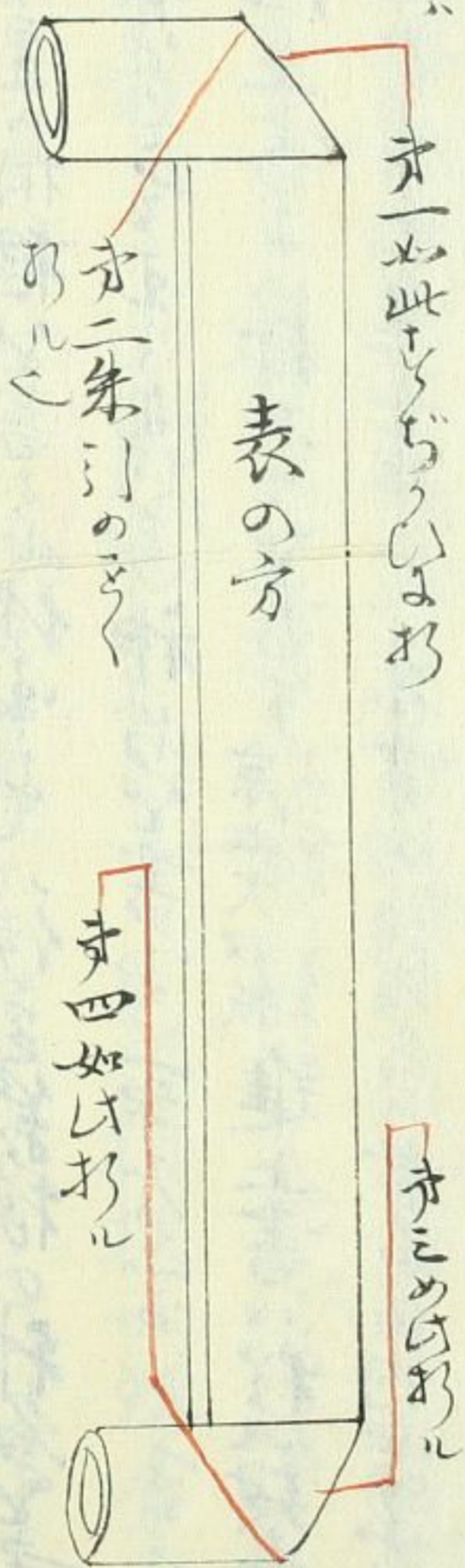
紙の紙の上より表巻と裏巻とを一枚紙を横にして
 巻く上より下の図の通り

洋上巻ハ上巻別の紙ナリ進上巻ハ上巻ハ友紙ニ此度最初ニ記ス如シ
 友紙ニテ上巻スルニ紙ノタケ余ル分短クテ子ラレヌナリ依之友紙ノ上巻ノ
 時ハ紙ツカクベキ料紙ヲ
 上巻ノ紙ニテラベテ見テ上
 巻ノ紙ニ子ラレ、ホトノ
 タケニ状シ
 カクベキ料
 紙ノタケヲ
 短リ切リツマテ
 カクベシ状ノタケニキハ
 敬フ美モ叶ヘリ



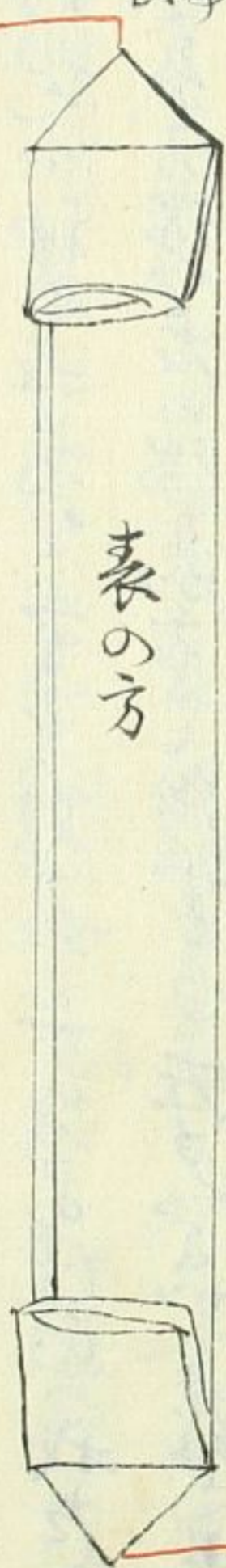
是より上状の通り下状の通り

是より下状の通り



状の上の方宛の上
 上二ノのびカリノ事
 左ノ内表ニハハハ
 書ヲとて紙ノ

右の表の通り

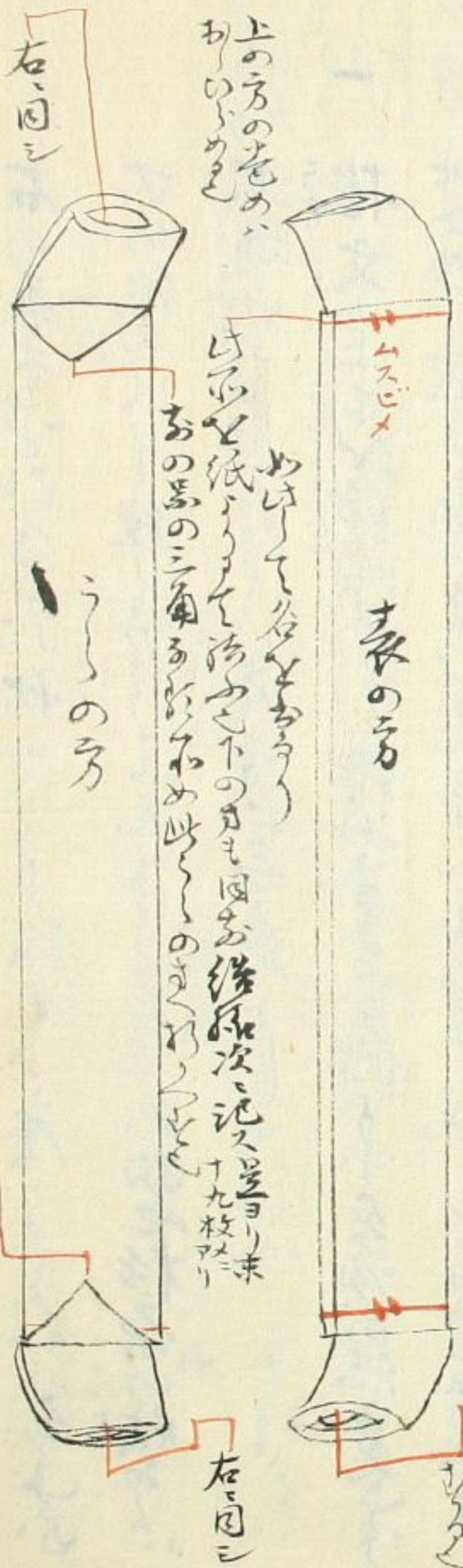


右の通り

右の通り

下の方の
 表の通り

上の方の表の
 表の通り



右の通り

上二回

右の表巻といふた状の紙を幅くしれがふふ
 下の紙のより短くしてさうさうぬ扱也杉原の扱ふ
 大和状の巻ふ紙を寸二寸身止し

一 摺文の上下と紙をさし結つるまは結うへは紙の端をさし
 此口併ハ紙をさし一まじりさし結ふまは紙の端をさし
 上の結いハ紙をさし端我右の方をさしたの方の端をさして
 結ふ小袖の上をさしとさし結ふが如く下の方の結いハ我左の方の
 紙をさし端を右の端をさして結ふを左まじりさし結ふ是上ハ
 陽下ハ陰の心をさし結ふが如く紙の端をさした上の方
 れを二刀ニ切り下の方此ハ折扱て二刀ニ切也二刀ハ我をさし折

切り下の二刀ハ折入むけて切さすは陰陽の扱と二刀ハ
 一刀ニ上二刀也

一 如層文のちりし書ハ石拍着花紙といふ書也
 伊勢の如く 着花紙といふと扱くり同なるは着花の扱也
 たり花紙といふ石拍着花紙といふと同なるは扱くり同なるは
 石拍着花紙の扱也
 又或書ハ厚紙の扱也
 是ハ
 厚紙の扱也



一 狀の脇ふくし申とあるは先のさるるのめりつらうの
申一此物と書くと按察のためむらう氣と書くは此物を
集らうと書くとある也 是ふいさねてあるは

一 出家と書くは書物の脇に玉床下又床下と書くは此物
先の人姓床のつら書心也床ハ机は向て書文とある時よ
居る書臺也玉の字と書るは床とるやうぬ心也玉と書るは
たふ床とるふ心也榻下又玉榻下と書くは榻の字も床の
字と同一心也書と書くは海のろと居る書臺也又机下案
下と書くは机案二字共はばくえと云字也此物とばく
えのゆとくせ心也窓下と書くは窓ハ家のゆと也窓向

書文と書く人のまのさるは此物と書ると心也豆下と書くハ
先の人姓のゆとく此物と書く心也 几下ト云ハ机下

一 返事の狀と書るは鯉魚鱗と書くは唐土と書く昔越の
國の王は勾踐と書くは吳の國の王夫差と書く越乃
國と書くは取て勾踐と書くは宰屋と書くは此物
と書くは勾踐の家臣范蠡と書くは魚賣と書くは身とやうて
宰屋の番人は召いて鯉一ツ勾踐は身とせると生解
腹の中に軍のさるるのさるる書状のさる勾踐の
狀の報と書くはさるるはさるるのさるるのさるるのさるる
をさるるさるるのさるるのさるるのさるるのさるるのさるる

以て鄭の字と杖の事又用也魚の字鱗の字も此れ
付て用也田うふふふふも也也名も目一回程
以下在物と忘也

一 回章と云も在物也章ハ文章也

一 衣袴閣下と書く事衣ハ宅家の衣也袴ハ出家の持袴の
字也閣ハ二階儀の門也今山門と云物也出家の門ハ杖也
也と云ふ心も衣袴閣下と書也又侍者の中と書る侍
者ハ和尚のりぐに居ふ也と云ふ也

一 重藤の弓に征矢と云く進物も弓好ハ自派ハ所
弓征矢と一引ハ引けててて矢敷也及征矢ハ必

所引張張弓 征服よさす夕夕も 目錄よ征服と書ふふ及也京都

一 弓二張人進時 目錄ハ弓二張と書つらん所引張と
書て次又強替一強と云一強のらと引と云候とて

二強と書と嫌ふと云 二強のらと引と云候とて
其の心かりて候とて引と云候とて

一 宅の家と居と云也 坊も同し 宅居の二つあるは居屋
宅の家と居と云也坊も同し 宅居の二つあるは居屋

宅の家に居と云也坊も同し 宅居の二つあるは居屋
とも坊とも云也武雜書札篇云坊ノ字昔ハ大略居ノ
字也近代坊と書ハ誤也 近代ハ東山安かとの

常武按
比ノ言葉
又欺

胡ハ国ノ
名也

漢代の蘇武と云者胡國より居る雁の書は
文のゆい付てある一送りあるは雁書田

雁をいふ云

一

冬を暮るるに初めあるは酒を煮て
後醍醐天皇年中行事の内正月十日縣召
除月の祭云の玉目の言を記せり
酒を入るるは酒の味も中ふらふ
あるは酒の味も中ふらふ
又胡椒を水に入
煮出し甚辛すは酒を水に入
味は温熱なるは酒の味も中ふらふ

一

塩囊抄云紙ノ
鉛ヲ中ニカクアリ

如何勅撰等ノ歌

草紙ハ皆端ニ書

大和物語伊勢物

語等物並物語ハ

中ニ書是冷泉家

之記也其外無沙

汰死亦於聖教天

台宗山門ハ多分

中ニ書寺門必

然ニ書ト云右ノ

説ハ三鏡院殿リ

モ前ノ事ハ山門ハ

比叡山也寺門ハ三井寺也

歌書の外題押さるるは古今集以下の

勅撰等ハ歌書ハ端ニ押さるる也伊勢物語源氏物語下巻

物語字紙於ハ書中ニおとあり又云物語字紙の外題紙

中ニおとあり源氏物語の青表紙の本と云ハ定家郷の自筆の

本と云ハ歌書も同くもハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の本と云ハ歌書の

仰て生代は老翁のたゞと存りし時の中下父也其翁の存任人
お近は信濃法師と城及磯は作すし其翁の存任人下父也
其父と云ハ古例等とかんがへハ陰陽師日どろ方角

ふどの久かへしおのほりもくんかへしとせむる一と持中
お守りししもる書きお也おと書てんかへのふと
ふむし 嘉文ハカニモシるよし
カニモシるよしお守り

一 散狀と云ハ廻文のふとと付廻状と云る東鑑卷四十三

建長五年九日乙酉隨兵事今日被廻散狀書様
七月ノ条

右來八月放生會可有御社參各帶布衣
可致供奉之狀依仰所廻如件

右放生會可有御社參各帶布衣向廻廊之

狀依御所廻如件

一 廻狀の讀書ハ我名の下は奉字と書てきと奉字ハ
ウケタテハルとよし字ふふ作の致と受けたまるとしふ
事ふり但是ハ主君の作の致と書ふ時めり也主君の作
ふと何しと事ハ我名と息とつけてせと也

一 起清文と云るハ事と發部と主君一語ハ起しと云
の事あり云ハ寧條は乃ふふ所其風が起清ハ其翁の
用心の爲る所調めと云ふ布と云て保侶一千餘と精袋
と云ふ一語ハ起しと事ハ起しと事ハ起しと事ハ起しと事
乃ふ起清文も神佛一對し祓符佛四討と清いなる文也

折言文状起
請文も是
前土枚ニアリ
又ヨリキ
枚ニ起清ノ
アリ

其物木の紙は同よりけ目録を以て披房しうり私に
 ても家よりかてハ左の紙を以てハ二種も目録
 括し表物のよりよりすけりて同紙を以て目録を
 披房のよりければ也一種の目録の紙は
 裏紙ハ紙のウラ紙一重ニスル是二枚也
 カケ紙ハ紙一枚の立紙ト表紙ト
 四紙礼ハ紙一枚表卷一枚也ト云はる也
 小文の礼紙ト云るハ一紙三紙の礼ト云る又ハ杉原を
 二つより調へる等の時を堅紙ト云ふ種一ツを切取し
 強一ツを種も多し一ツを切取し強二ツを又云調へ
 一ツを礼紙として巻き右の堅紙ト云ふ書巻の紙也杉原の

一紙三紙
礼紙

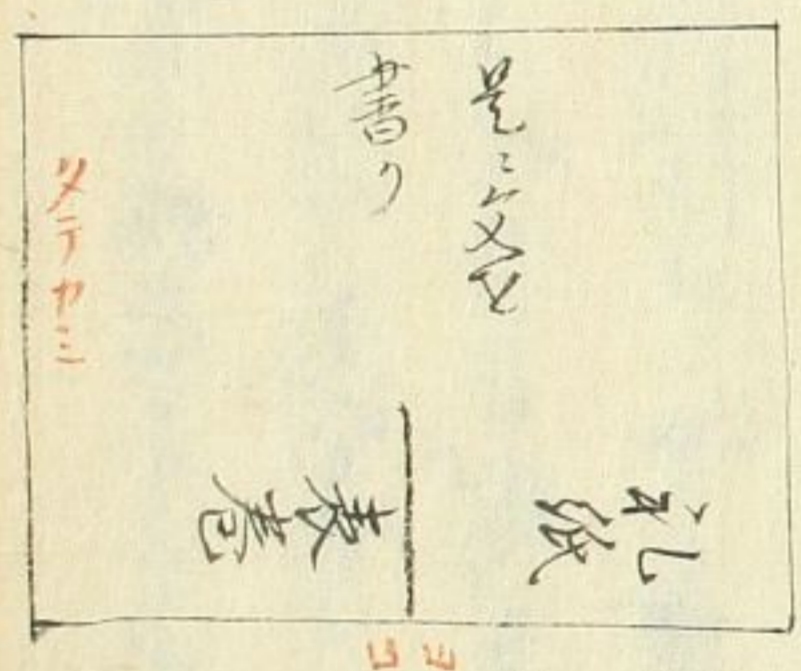
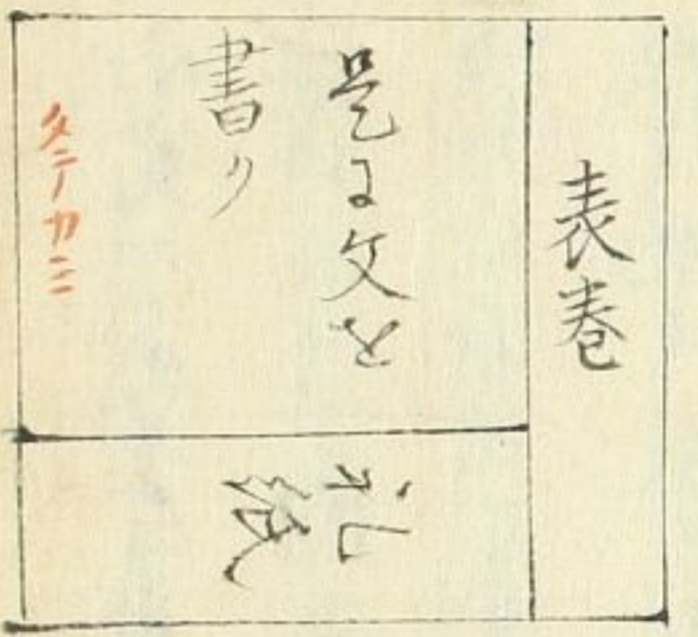
一一

以三枚表紙書之ハ二枚礼紙其文亦
 加礼紙一枚表紙一枚也
 杉原二枚七紙也

時ハ一枚種より種一ツを切取し礼紙も同二つを以て
 上巻も也上下摺る等の堅文の紙摺る結も
 常の如し表紙上下上下堅文も同紙の切取た乃
 括圖のこゝ一枚紙と云ふ切て用ひる一紙三紙乃
 禮儀ト云ふ也

杉原の紙の切

杉原の紙の切



一 小文のるきのみとも松原へてもまゆへて御一紙さす
ふと上巻は用ひ松原の時ハ文とまりを廣く禮紙乃を糺
切ししむらふ切てハ紙のしけ短りある故也上巻は成り
狭くても能く指紙堅紙の如し隱密の状ハ指紙糊テ

付ル
内封状ハ腰文の事也時より
内封状ハ隱密の事と申せし時ハ常の腰文の如く物と

切て細よせと別紙と細く裁て細行て紙の中紙と巻
糊て体裏と封と也中下ハ礼紙と巻き又衣
巻と巻の常の堅文の如く上巻といひ紙ハ
造如常

伊宮儀立文
書巻の宣紙ハ
記云永正十六年
條中御門殿
文書久し
伊宮儀立
好まぬ一也
故白此中如此
カキニナリ

一 書らるる格とらるる文紙のちりをも一ツ書とて入付の
義也とて尚時行も一筆とあ徳も又一ツ書とてくも同
あはれはよくもとれハ大キハあ徳も事
筆とあ徳もハしけりもきよもあ徳も事
るもいづも素紙と巻とけ一筆とて用のお徳も事
云也おしとて巻紙とて一筆とあ徳も事
由中徳とてとてハ
一筆とて徳とてとてハ
分て一筆のまはるる紙はあの上中下あはるる紙也
代の定められの古葉とてなるとも紙ハ一筆とて徳

一 珍字字儀 釋氏要覽云珍重俗云女置也但合掌俯首示教也

御川書末おれお

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

ヒトフテ

後代世ノ風俗悪ク成リて倭風ノ人知ラズニ依テ名アリ判アリトハ
 一 名宗と書クニ生下ノ判と書ク古式ニ依リ弘安礼節ノ
 流儀ヨリ思フ判ノ上ノ名宗と書ク也名宗ノ下ニ判と切セテ世ノ
 流儀ト云フハ判者ハ判と云フニ必ズ宗と云フ也判必ズ
 宗と云フニ依リて名宗判の儀ニ宗と云フニ依リて名宗判と云フ
 也宗ヨリ依リて書ク物也判ノ上ノ名宗書クハ及
 び友と書クニ依リて判と書クハ及
 武家ノ下ノ判と云フ也
 武家ノ下ノ判と云フ也
 武家ノ下ノ判と云フ也
 武家ノ下ノ判と云フ也

一 武家書札の法武弘安礼節ノ由也弘安禮節ハ公家
 式法ナクニ官位ノ高卑ニ由リテ定ムル也武家ノ下ノ判
 式ハ用イテ書ク物也准ルテ書ク也武家ノ下ノ判
 礼節ハ用イテ書ク物也准ルテ書ク也
 弘安礼節と書ク物也

一 公家ノ下ノ判と云フ也名宗判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也
 判と書クハ名宗と云フ也判ノ下ノ判と云フ也

一 上文と云フ文の上書ノ事也右大将道徳母
 田村の
 心
 伊勢物持

官職難儀云
惣別判ヲハ草
名ト申ナリ名
乘ノ二字ヲ山册
ニテ草シタル物
ナリ仍草名ト
申ガ本ナリ

三々といわればうらむきといふ詞もあ

真名草名なる吉部秘訓抄云云報牒可加草名近代

真名也又云吉書署事中少辨次第云内案加真名正

文ニ加草名と見ゆる

報牒ハ状の返事也古書ハ禁中ニ正月吉日ニ
諸国の鑑とて不動倉ウチ蔵スルといふと奏
すもハヤシ文也其の文は連名と書くと署といふなり真名といハ名也と云也其
名ハ判とましく也内案ハ内ノ案文あり正文といハ米紙のふりて表むとい
ハス妻付ありトナリ字ヲヤフニ草字ニカケル

一 二字と奉るといふ又名竹簿といふ古の若中集刑

部五ノ我出六條修理大夫顯重ノ其ノ二字と奉てまう事

ハあま又十訓抄民部ハ文能ハ解書傍ハ二字と奉て

まう事ハま江陰抄も二字と奉てまう事

我々等の二字のま也た一人といふもを編く編まけ

まをのめまを人よりゆきまをたふめまをまをに二字と

奉てまもも也密嚴上人行狀記云六條判官源為義二字

敬事上人狀云

為義 是二字ナリ

保延五年己未六月十日

正六位廷尉源朝臣為義

右ノ文本朝俚諺ニ引ケリ

名簿ニヤラフといふも右の二字のま也竹簿ハフダナリ書付ヲ云後三年合我物語

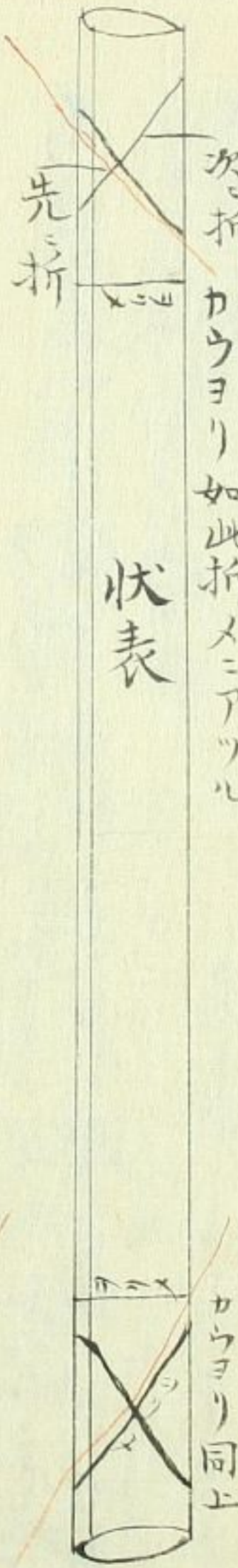
家衡がめれも千任チタクといふも屋づくの上まをておまもも

おまももあもるんぞの父親もおまもも家任といふも

名簿といふも故清將軍といふもいふもいふもいふも

考へるは終然と云ふも、其の物に別目録を
 書記する及、其古代のち力刀のうらつと目録を
 送るは、其の古代の物事大やうと考へるは、今世の
 如く物事、其のち力刀のうらつと目録を、其の刀乃
 振具の目録書極の古法に、其の

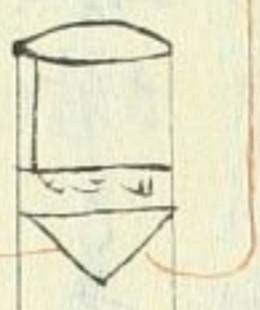
一 捻文堅状の上巻 カケ紙と云 事本也 ひきうめは紙摺り拵の事



状表

右ノ如ク折目ニアテタルカウヨリシ
 如此折テ折目ノ内ニシクナリ

上下シ折る
 本文ノ如クニ
 テハ上下左へ



状表

右ノ如ク折目ノ間ニカウヨリシハサミテタメ、ミテ
 カウヨリシ状ノ表ノ方ニテニムスビニスルニサテ余リヲ切レ

斗初折サテ
 右へ折ル又古
 傳一説アリ上左へ折
 下右へ折ル何レモ
 初ニ折ルトキノナリ

一 右等の事 一名明衡往来 沙消息云右只と後大内有官可系勤

仍右等非帳進テ可注申付云々又今引る後の表れ
 難太平記は今年中とありて、其の初は中風事、其の
 時、右等、其の思の外の事、其の事、其の事、其の事、
 江流比真あり云々右等書は右等とあり、其の事

物書くるまを云也人より分て去るもより分て右字と
右のよりまを指す也右字とすむ也と母去故のりま
祐字と云祐字とす非也右字とすまと云と云し又
按東鑑云治承四年六月廿二日康清帰洛武衛遣
委安細御書被成仰康信之功大和判官代邦道右筆
被加御書御判又同六年五月十一日伏見冠者藤原
廣綱始参武衛是右筆也トアリ此か不たを云也
え

一 安堵と云ハ人より分て所を分ける時生れ所の右何方り
何方りて田昌幾町幾段幾歩と限りと記とすま物也

安ハ是也堵ハ垣也生人の分り所の分何方り何方止と堵
志安堵と如く限りと記る故安堵と云也依經み人の居ばさ
をふ事と安堵と云とも右の安堵の記文と限りと其
亦は居何と云ふ方の居つと云ふが如く也猿樂の神事と
云注は相違つと云る自字の状安堵はありふりれいと云ハ
和竹世も通被下と云ふ字の如く右の安堵の記文と居座テ
限りと云ふと云る也

一 下馬札の始詳々と東鑑卷三十四云日壬子ノ条ニ
仁治二年辛丑十月廿九

常陸玉小幡崇
福寺下馬札

後醍醐帝ノ
宸筆ナリ

未剋若宮大路下下馬橋邊騷動○同卷三十七
五月廿四日 鎌倉中民不靜資財雜具運隱東西云云已被
辛巳ノ条ニ

寛元四
年丙午

固^ツ迂^ッハ渋谷一族等左親衛令敬言固^中下馬橋^〇
同卷三十八宝治元年丁未六月五日丙戌ノ条ニ到若宮大路中下馬橋云

右下馬橋と云ハ中ノ下馬橋ト云フ事也

下馬橋ト云ハ中ノ下馬橋ト云フ事也

退^下允^下乘^ノ卒^都波^婆ノ

古事記云昔為^天家御^子初^ニ終^ルハ海

ケルニ退^下允^下乘^ノ卒^都波^婆ノ

ケレハ金輪^ニ聖王^ト天長^ノ地久^ノ御願^ノ圓滿^トコソ書^タレト

横川後法橋顯意阿闍梨ノ答也

鳥羽法皇御登山ノ時ノ事ナリ

退^下允^下乘^ノ卒^都波^婆ノ

山の由^ニ是^レ方^ニ退^下允^下乘^ノ卒^都波^婆ノ
山の下^ノ方^ニ退^下允^下乘^ノ卒^都波^婆ノ
は是^レノ字^ノ義^ニ代^リ西^ノ域^ノ記^ト引^テ天^ノ竺^ノ靈^ノ鷲^ノ山^トノ

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

下^マ橋^ノと云^フハ中^ノ下^マ橋^ト云^フ事^也

一 世子世用と云々其状の文言昔の詞と云々世の風
 令と云々終の始と云々ゆるゆると云々まして居る其の書
 初と云々やと云々つるに身もたぢ人よりわると云々
 せと云々ゆるゆると云々ゆるゆると云々終もと云々也と云々
 文の人の必右と云々つるに云々つるに事也昔又の云々
 云々の云々も云々はれはれと云々一世上書と云々ち云々我も云々の
 考札ハ世上一統の云々のつるに終つてつるに漢土風
 用つるに人の云々ゆるゆると云々又進上物の名と云々漢土の文
 字と云々つるにと云々けつるに昔より用まへ世よりひるに
 とも文字と用し 鯉と鯢魚と云々 鯉と兵魚と云々

鯉節と松魚脯と云々 鯉と明脯と云々の魏王洛し漢土の
 文字と云々遠くともけつるに人の云々を云々つるに云々

一 所下文ハ鎌倉紙と云々事紙と云々部記と云々

一 公事文と云ハ公方事の用事の状と云々
云々といふ所の用事也
 云々といふ所の用事也

一 勘合とハ將軍家より琉球高麗大唐此三ヶ国一所内

書ふ所朱印と云々つるに云々勘合と云々つるに云々
 云々云々カ紙と云々つるに云々使と云々つるに云々助雜記と云々見
常ノ所内書ニ朱
 印ヲ押レシトハナシ

琉球高麗玉大唐等御内書破遣
 外玉ナルユ各別朱印ノ被押也

一 状と封するに糊と付る事古くは云々つるに法少納言

臣領ノ所教夫と云ハ
臣領ヨリノ奉書ニ
夫ヨ書テ所教夫と
云ナリ臣領ノ
奉書と云ヘキナリ
奉行ヨリ出マツハ
奉行ノ奉書ト
云ヘキナリ

達如件之と書セ所教書と計云外リ之亦其ハ云云候ハ
御下ハ所書外リ臣領ノ奉書ト是又奉ノ字アリ作セ文テ後
奉書と云也何レ誰奉ト是又奉ノ字アリ作セ文テ後
候ハ私ノ文言ニ認ラセハ所教書ト云云ト云奉書ト云云
ハ其外無キ候

一 目出度ノ一と女ノ文留候ノ事 京都御所ノ比女ノ文ニ
ウテウテウテと云云ハ古来古来云々女房文ノ留候事ハ
何事ノ一と云外リ余ノ中書云々女房文ノ留候事ハ
口々留候事ハ又ハ云々云々云々云々云々云々云々云々
爲シ又武雜書札等云々云々云々云々云々云々云々云々

尸々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
多紙ニテ云々候様ハ云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
所高代ノ事と思ヒ云々也却テ男ノ姓ハ目出度ナリ物事
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
男ノ文ニ目出とアルハ
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

進物類ノ部

一七 献の引出物と云ハ初献子馬二献は方三献は酒又ハ

復巻四敏より征矢也故は皆以膝立故は刀ヤ七款
山神とを記すも也

一 或の引出物と云ハ本武の引出物と云る也とあるも其の
七款の引出物と云也畧條の時ハ受取急の款數も廿二
款五款あり引出物も款數も随々之を記又五款を記し
一 是物と云ハ包む形なりハ城殿と云ハ磯人の記すも
也と云ハ本武の海軍と云 庭洲往來ハ城殿キド殿と云ハ城殿の
扉谷物ありハ城殿ハ是れのかざり物と云ハ若者なり
是物と云ハ城殿ハ包むせり也其れは其物て其物も
包むハ板の物也其物ハ包む包むと云ハ其物も

上と包むも其れハ包とハ唐土なる包と云ハ其物也
唐包ハ板キなる文字と揮ヒ糸下其字を記し
唐包と換はれハ其物と包と直してはのりする也其物
其物の旧記ハ其物と云ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
包結記ハ其物と云ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
一 進物ハ其物と云ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
包と云物も其れハ其物と云ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物
其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物ハ其物

唐丁人大字流の式三献の時引はしつゝの終まじりふ乃し
堆の白形也今當世を物ふ必の一抱を信する風俗なれば當
家とくも世のあつたにむしつゝ此ののつらひとを
あつたにむしつゝかの大字流の引はしつゝの白形を借る也
古はを物まのつらひに信する事古書を乃て悉し

一 美物を下と旧記はまハ美物ハ魚鳥の事也

一 を物と紙は白て水引を結するも物ハ信ふかあつた
九さ物ハくもあつた結あつたもかあつた方ハ左端の方ハ
右はあつた結ハ結し武雜記はまつた

一 紙は白くふを物ハ上美とるも白紙の事ハ素札の部ハ

あつたと包形のつらむり包結記はまつた

一 を物ハ荒物と云ふつらむり包結者と云ふ者ハ煮焼し
折は入く煮も也然るた魚鳥と生るも煮も也つらむり物と云也
素札条々云様者ハ次第本式ハ折十合又ハ五合
巾様十合又ハ五合あ也又意物と云ハ一様也或は白
布一朝一折を又ハ十枚を貝蛇一折様也又云巾折は様
巾式也又云巾物と云ハ美物一様ハ調也

一 荒巻と云ハ簀巻卷の事也

一 世ハ魚鳥を物まはつた條の事をかいぬもあつた也
つらむり物ハあつたもあつたも切様とるハ酒の

海より射者のうらまはは藤のよきと用ひぬ也於飲合乃
神元合し

一 玉物にぶくく相のとも一悪き事と云き事をして玉物
あふとも常きも此なるをし香と一と云き事いふは
送るぬ物にふく一と云く人焼と云は似たり一と云き事
あは似たり香の物三切と云ふも別カウの者才切と云は
似たり矢と人はきと云は四節六節と思ふも四は似たり
六は似たり似たりすといふ的一つもあふぬと云え後の祝は
切符の矢と焼と切ると云ふ男の祝は忌む也婚後の
祝は猪毛カシケのころはあふと猪毛はのうつなげんうとあふ乃

鶴はあふずううあふ一ハサシ屋と云は似たり秋二モあふ乃
猿と月とあふる一と云く一と云ふも忌む也一の
祝は火性のをきさずと云く火の字休く物火のきは似
あふ忌むあふき衣裳と云ふも右の事も田記はかたり
一 魚類の色物ハ海ウミのちミカの海ウミと云は腹ハラの方と人ハ
向て川魚ハ背ノ方と人ハ向て其ふはむと云は送り物
田記ハ背は似し魚も一ツの時ハ腹と人ハ左ハ
腹の方と人ハ向て二ツの時ハ腹ハラを向ひ合と二ツの時ハ向
あふ一ツの時の方とあふ一と云く海川の差別ハ
たの事あり

海川の差別ハ
海川の差別ハ
海川の差別ハ
海川の差別ハ

一 馬代のる書札大方云熱別昔は馬代より足るを以て一乱は
 主事是のる今も國ふるも足るのる方も在り也云一札は
 應仁年中の大乱と云然まむ东山殿は代應仁の札はあを
 馬代といふも足るも也札は後三つある也
 是ハ私をそのる一殿中へ代を上へつてと見
 見えど私をそのる折節生るのる今も代用ひ成
 成し目録より代書る札の部は記と見合し
 一 今時体書として黄金一枚銀子一枚を包紙を
 巻よのりして一冊を巻紙と別ふ包て書るる也
 古ハ体書と云ふはし要御足として名目と書る也

殿申して名目と書るも熱別昔は馬代より足るを以て一乱は
 主事是のる今も國ふるも足るのる方も在り也云一札は

一 書らん紙子くり日お折入してと書るるも馬代より
 ねと小指のふ紙板を折りてと書る也書物を入るの紙板
 同し大小長短廣狭はあふ依てお意ふ也

一 進物の小袖一つは二重ののり小袖乃部小書る也

一 進物の小袖の袖の下は流るるを記抄云小袖は下のと
 ちり多敷解多時するは成り次第云は練費云重袖の
 小袖の袖はと
 ちり多敷解多時するは成り次第云は練費云重袖の
 小袖の袖はと
 ちり多敷解多時するは成り次第云は練費云重袖の

小袖の袖はと
 ちり多敷解多時するは成り次第云は練費云重袖の
 小袖の袖はと
 ちり多敷解多時するは成り次第云は練費云重袖の

廿二箇目

一 凡小伝矣と云くをぬきと云ふハ弓ハ重者也夫とて必
後ふす也伝矣牙の世も後ふすし目錄の末に素札の記
記と

一 弦をを物ふと云ふハ桶ふと云ふ也一桶と云ハ六一筋也桶ハ
椀の本れまげ物也と云ふ也せう也と云ふハ我言はる後
と也と云ふの素竹ハと云ふ也堅板のて弦也一物と素ハ一字以
我言はる後也

一 馬をを上又ハ人ハ筋ハ筋置るハ裸と云ふ也依てと云ふと引

今月大子紙云馬進
スルハ鞍並馬一足
カ馬一足引副ト号

引流と一足ハ裸馬也云々又回書云 五月吉日泰山 小云中秘蔵の
府君祭ノ条
中馬ハ鞍並並出々引副令テ一足云々源平盛衰記卷十四
三位入道 小云随分秘蔵寺ハと云ふハ小槽毛と云ふハ貝鞍並
入寺ノ条 小云随分秘蔵寺ハと云ふハ小槽毛と云ふハ貝鞍並
泰山と云馬引具ハ系威の禮甲皆具流てけり云々此
泰山ハ引流也 是ハ鞍並の世に後色競勝口と云ふ者ハ平家盛衰の流りし
也也 是ハ基裏記ハ源平年中行事ありし也云々昔の書也
鞍並並と云ふハ引具ハ又盛衰記卷廿三 頼朝征夷將軍宣
小厚絹二兩小袖十重長櫃小入々傍に並其ハ其ハ宿所ハ
十三足の馬を送ル生中に一足ハ鞍並並十二足裸馬也云々
是ハ後ハ進物ナリ十二足ハ

一 纏頭と云ふナリと云ふハ素ハ素と云ふハ纏頭と云てと云ふハ

一 纏頭と云ふナリと云ふハ素ハ素と云ふハ纏頭と云てと云ふハ

一 纏頭と云ふナリと云ふハ素ハ素と云ふハ纏頭と云てと云ふハ

とていふ也是は下もさる人よ衣袴とぬぎをあらふ事
事也衣服とせ者の取らうけつりすもと纏ヒキは
也衣袴ヒキの取らうけつりすもと纏ヒキは
りももろ上ヒキの人も等事ヒキも纏ヒキは
者ふふり

一物一様ありて目錄とほつきり其れの部小記ス

一腰差とさる古書たるは是は巻物とよふは
時よりとて後さして退出する事と云也源氏物語の
かのか巻物とよふは是は巻物とよふは
細流ヒキ白きまよひに女のヒキ非参議の四位まろちきんちきん
源氏ヒキの巻物

こし腰差
巻物ヒキの巻物
衣余指ヒキ正
給ヒキの巻物
さうと云は後
さうと云は後
さうと云は後
さうと云は後

記仁平二年
土月十五日己
天晴三位中
將殿令申御
度賀於所
給中此間隨身
賜腰差ヒキ府生
番長二人元
行々廳官分給
之

殿上人ふふりきりあつてさうと云は後さうと云は後
たすふと云は腰差也足指也巻物とよふは後さうと云は後
枕ヒキさるにさる山ヒキゆきやばりさるさるぬさるさるさるさる
さうと云は後
さうと云は後
さうと云は後
さうと云は後

寛仁元年
北八日壬戌或人云夜部攝政殿令参大
令申大政大臣宣旨給之後有率出物
御隨身等賜腰指云云又
寛仁二年
三月ノ条
一日甲午参大殿内
御書始可有尚侍殿之由云云
畧小舎人於便所勸盃之
後腰投ヒキ給
授の字と云ふ

東鑑云文治三年正月十一日二品若君御行始也入御于八田右衛門尉知家南御門宅二十葉小太郎

一太刀と馬とをよとさる事東鑑云毎年正月の境ヒキは

役御鈔知家御馬御鈔等又云文治四年正月上行總御献碗飯相副馬五足二品出御
碗飯と献御人方馬首御膝木を上のも出てはん之
南殿 総州自持参録 鈔云此類朝御代也

二階ニ階
厨子ノ
二室ノ
たらしたるもつし
たらしたるもつし

武家とのいさやうあらず公家のもりも増三鏡カミ也又四年
九月廿九年が月の以左のおと血乃日神山座二院新院
大之院中の世ふあききのとばくさふのこの
のの螺ラ細テシのの巻うちのあめのねのののこの院の中
のの魚イサ綾あももて二階つくらねの紙紙のの世とを
おの記たらしのの石とを

一 紅白水引の色物と繕のおの色左右定のしのを
繕のおの色の白と左のしの白のをのあの也
左ハ陽の貴ききの方の白と左のしのし

一 水引の訓事妙槐記寛元二年正月十日女叙位し
返給の後以紙の捻破嘉文礼紙奥被捻之後見云云水引の紙捻と云の署
紙捻小糊水と付こらの紙捻と云の署
して水引の汁と云の署

一 進物の鮭の限一尺と認の鮭一尺と云ハ一隻ノ也
まの也延喜主計寮式云鮭二十隻内子コ鮭一隻見ル
隻と尺同音の俗ノ字尺ノ用をも也隻ハ
物敷一ツの事を鮭ノ陽ノぬる也夫札の書た鱈と一

尺と記せしる見たり 鯉鱒魚引等と一一隻と記るる
これと一隻の字を用ゆれば倍ふむ一と記ゆ一尺の字と
中古より用いしなり

一 折紙注文ノ酒の銘と考す文明日記十三年二月廿日云沂方

所所能考殿金を上下折紙は白字西折之合六寸

雉五射生成一打鯉一両二寸五射二寸以上云々

一 干鯛進物之古来より事也文明日記干鯛五寸

又永正五年四月十三日中納言四條前是西向二百正折一荷而種干鯛五干タラ

文明日記十七
年七月十六日兵
庫殿御進上干
鯛折鯉一折
云云

三郎干鯛五枚此外所又長享二年八朔末干鯛

三枚惠之麻云々これ干鯛何枚と云物おせしるなり

箱ふ入し物多し干鯛箱幾箱と可有し何枚と何進ハ
箱ふ入し物多し又細川玄首書札抄に進上何々と
有し干鯛百と見えしなり

